## 広東省第14期人民代表大会常務委員会公告(第1号)

『横琴・粤・澳深度合作区発展促進条例』はすでに広東省第 13 期人民代表 大会常務委員会第 48 回会議で 2023 年 1 月 9 日に採択され、ここに公布し、2023 年 3 月 1 日より施行する。

広東省人民代表大会常務委員会

2023年2月8日

## 横琴•粤•澳深度合作区発展促進条例

(2023年1月9日広東省第13期人民代表大会常務委員会第48回会議で採択)

# 第一章 総則

第一条 横琴・粤・澳深度合作区(以下「合作区」という)の建設を推進し、マカオ 経済の適度かつ多元的な発展を促進し、「一国二制度」の実践を豊富化にするため、 「横琴粤澳深度合作区建設全体方案」(以下「全体方案」という)と関連法律、行政法 規に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例は合作区の建設及び発展促進等の活動に適用する。

本条例の適用範囲は、「全体方案」で確定された横琴島の「一線」と「二線」の間の 税関監督管理区域を本条例の適用範囲とするが、マカオ大学横琴キャンパスと横琴ロ 岸マカオ管轄区域は含まない。横琴とマカオとの間を「一線」、横琴と中華人民共和国関 領内のその他の地域(以下、内地と略称)との間を「二線」とする。

第三条 合作区の建設は、思想解放・改革革新・互恵協力・開放・包容を堅持し、マカオ経済の適度かつ多元的な新産業を発展・促進し、マカオ住民の生活・就業を便利にする新しいホームタウンを建設し、マカオと一体化したハイレベル開放の新体系を構築し、広東省とマカオの共同協商・共同建設・共同管理・共有の新体制を健全化し、マカオの長期的な繁栄・安定と国家発展の大局へのより良い融合を促進させる。

第四条 広東省人民政府及びその関係部門、珠海市人民政府及びその関係部門は、合作区の開発・建設の実際に基づき、法に従い、省、市の関連管理権限を授権する、或いは合作区の関係機関に委任して行使する。

広東省人民政府及びその関係部門は自らの職能と結びつけて措置を制定し、合作区に対する指導・支持を強化し、合作区を改革深化・開放拡大の試験田及び先行区としなければならない。

広東省のその他の地域で既に推進されている改革措置について、合作区が条件を備え、かつ実際的な需要がある場合、広東省人民政府及びその関連部門は、それらの改革措置の合作区での模索実施を支持しなければならない。

合作区がリスト式の申請・授権方式により、経済管理・ビジネス環境・市場監督管理等の重点分野において改革を深化させ、開放を拡大することを支持する。

**第五条** 合作区は率先して改革開放の重要分野とカギとなる部分で大胆な革新、 先行先試、自主的な模索を行い、規則の連係、メカニズムの連係を推進し、中国の特 色を備え、「一国二制度」の優位性を明らかに示す地域開発モデルを構築する。

合作区はフォールトトレラント・免責メカニズムを構築する。合作区において行われる 改革・革新は所期の目標を実現できなかった場合、それは合作区の戦略的位置づけと 任務の要求に合致し、その政策決定の手順が法律、法規または関連規定に合致し、私 利をむさぼっていない、または悪意の結託によって公共の利益を損なっていない場合、関 連組織と個人に対して関連責任の追及を免れる。

# 第二章 ガバナンス体制

第六条 合作区管理委員会は広東省、マカオ特別行政区双方が『全体案』に基づき共同で組織し、ダブル主任制を実行する。広東省とマカオ特別行政区の関連機関、珠海市人民政府、広東省駐在の中央関連機関は、合作区管理委員会のメンバーとなる。

合作区管理委員会は、合作区開発、管理の議事決定機構であり、合作区に関わる次に記載する重要事項を統一的に決定し、そのうち国家の事務権に関わる事項は、所定プロセスを踏まえ報告・認可を取らなければならない。

- (一)重要計画:合作区全体発展計画、国土空間計画、重要特別計画、年度業務総括と計画、年度予算決算の草案などを含む。
- (二)重要政策:省人民政府の支持を必要とする重要政策、国家の支持を獲得する必要がある産業、財政・租税、人材、通関、革新・創業などの方面の重要政策、合作区の立法・提案など。

- (三)重要プロジェクト:合作区のインフラ建設、産業発展及び公共サービスなどの分野の重要プロジェクトを含む。重大プロジェクトの具体的な基準は、合作区管理委員会が別途制定する。
- (四)重要人事の任免:管理委員会副主任の推薦人選の提案、管理委員会事務局秘書長、副秘書長と執行委員会主任、副主任の任免、および執行委員会の職能の設置、業務機構と人員の限度額などの事項を含む。

合作区管理委員会は、合作区の実際のニーズに基づき、議事決定プロセスに基づき き前項の重要事項の具体的な内容について調整を行うことができる。

第七条 合作区執行委員会は、合作区管理委員会の日常業務機構であり、合作区建設主体の執行責任を負い、合作区の具体的な開発・建設業務に責任を負い、法に基づき海外向けの宣伝・企業と投資誘致・産業導入・土地開発・プロジェクト建設・教育・医療・文化・スポーツ・社会保障などの関連行政管理及び公共サービス機能を履行する。

合作区実行委員会及びその活動機構は、合作区の経済、民生管理等の関連行政管理及び公共サービス機能を担う法定機構である。

- 第八条 旧中国(広東)自由貿易試験区珠海横琴新区エリア管理委員会・旧珠海市横琴新区管理委員会及び横琴鎮人民政府の経済・民生管理等の関連行政管理及び公共サービス職能は、合作区執行委員会及びその業務機構が担当する。
- 第九条 法律、法規、規則によって区を設置する市及びその管轄下の人民政府及びその関連部門が行使する経済、民生管理等の関連行政管理及び公共サービス機能は、合作区執行委員会及びその業務機関が行使することができる。

法律、行政法規、国務院部門の規則で省人民政府及びその関連部門が行使することが明確になっている経済、民生管理等の関連行政管理及び公共サービスの機能は、合作区執行委員会及びその業務機関に行使を委託し、法律、行政法規、国務院部門の規則で委託してはならないと明確に規定されている場合を除く。

広東省の地方性法規、広東省政府規則で省人民政府及びその関係部門が行使すると規定されている経済、民生管理等の関連行政管理及び公共サービス機能は、合作区執行委員会及びその業務機関に行使させる。

広東省人民政府及びその関係部門が引き受けた国家管理職権は、国務院及びその関係部門の同意を経た後、合作区執行委員会及びその業務機関に行使させることができる。

第十条 広東省人民政府及びその関連部門が合作区執行委員会及びその業務機関に行使させる行政職権目録は、広東省人民政府が制定し、社会に公布する。

合作区執行委員会及びその活動機関の権限と責任のリストは、協同組合区執行委員会によって社会に公表される。

第十一条 合作区の発展の実際のニーズに基づき、合作区執行委員会は自主的にその業務機関が雇用する人員及びその報酬基準と福利待遇を決定し、業績目標に相応する報酬管理制度を確立することができる。

合作区執行委員会は国内外の専門家の中から職員を選任して採用することができ、 かつ採用した人員と労働契約を締結しなければならない。

第十二条 合作区管理委員会及び執行委員会の国外職員は、業務上の必要により国家秘密を知る場合、広東省秘密保持行政管理部門に報告して認可を受けなければならない。合作区執行委員会は、具体的な秘密保持管理業務を担当しなければならない。

広東省人民政府は法により合作区執行委員会に国家秘密の秘密等級を確定する権限を授権することができる。

第十三条 中国共産党広東省委員会、広東省人民政府が合作区に設立した派出機関(以下、広東省派出機関と略称する)は、党の建設、国家安全、刑事司法、社会治安などの職能を担当し、属地管理職能を履行し、合作区管理委員会と実行委員会に協力して合作区の開発・建設を推進する。広東省の派出機関と合作区執行委員会は、重大事項の通報、重要業務の連携・協同業務メカニズムを構築し、日常的な情報の相互連絡・共有を強化しなければならない。

広東省人民政府の派出機関は職権の範囲内で自己の名義で行政管理職権を 行使し、職権リストは広東省人民政府の同意を経た後に社会に公表する。

広東省人民政府の派出機関と合作区執行委員会の職責分担が不明確な場合、 双方が協議して合意した後、合作区管理委員会に届出を行い、協議して合意した意見 に達しなかった場合、合作区管理委員会が調整して解決する。

第十四条 条合作区管理委員会広東省側のメンバー組織は、合作区執行委員会及びその業務機関と直接業務連絡メカニズムを構築し、合作区執行委員会の各業務機関に対して業務指導・支援を行い、実際問題の解決に協力しなければならない。

広東省粤港澳大湾区建設推進指導グループ弁公室は、統一的な計画調整、政策決定の参謀、実行推進の役割を発揮し、広東省の関係機関と合作区の開発・建設支援の調整に責任を負わなければならない。

広東省の関連部門は政策支援と資源保障を強化し、合作区に関わる事項について条件を整え、優先的に手配しなければならない。広東省一体化政務サービスプラットフォーム及び一体化行政法執行プラットフォームは、合作区執行委員会及びその業務機関に開放しなければならない。

第十五条 珠海市は合作区と長期的かつ有効な連携・コミュニケーションメカニズムを構築し、健全化し、合作区の開発・建設を支持、サービス、保障しなければならない。合作区の社会管理、都市管理、民生事務など、珠海市が引き受ける必要があるものは、合作区と珠海市が協議して確定し、協議で意見が一致しない場合は、広東省人民政府が協調して解決する。

第十六条 広東省とマカオ特別行政区は合作区の収益共有メカニズムを協議・構築する。

合作区は一級財政管理を実行し、具体的な方法は広東省人民政府が制定する。

合作区の国有地使用権の譲渡収入からコストを控除した後、合作区と珠海市が均等に共有する。

合作区の国民経済統計指標のデータは珠海市の統計に組み入れる。

第十七条 合作区執行委員会は合作区予算草案の作成に責任を負い、合作区管理委員会の同意を経て、広東省人民政府が手続きに基づき広東省人民代表大会に提出して審査・認可を申請する、予算調整案と決算草案は、合作区管理委員会の同意を経て、広東省人民政府が手続きに基づき広東省人民代表大会常務委員会に提出し、審査・認可を申請する。

第十八条 広東省監査主管部門は法に基づき合作区に対して監査監督を行う。

合作区管理委員会は清廉政治監査メカニズムを構築し、規定に基づき合作区執行委員会及びその業務機関に対して清廉政治監督及び監査監督を行う。

広東省の関係部門と合作区は清廉政治監査業務の交流を強化し、意思疎通と 協調を促進した。

第十九条 合作区管理委員会は、マカオ経済の適度で多元的な発展を促進する 合作区の効果評価指標体系を構築し、年度評価を実施する。評価結果を粤港澳大 湾区建設指導グループに報告する。

法律、行政法規及び国の規定を除き、合作区執行委員会及びその業務機関に 対する審査、評定等の項目を設置してはならない。

#### 第三章 計画建設と管理

第二十条 合作区は、合作区全体発展計画を統率とし、国土空間計画を基礎とし、特別計画を支持とする計画体系を構築する。

合作区の開発・建設は計画の要求に合致し、建設用地・エネルギー消費量の二重制御・汚染物質排出などの管理モデルを創新しなければならない。

- 第二十一条 合作区の土地利用は、合作区の計画に合致し、集約・高効率・長期的発展の充足を原則とし、柔軟で多様な土地供給体系を構築しなければならず、長期賃貸・先賃貸・後譲渡・賃貸・譲渡の結合・弾力的な年期供給等の方式を採用して産業用地を供給することができる。新たに譲渡する建設用地は、マカオ経済の適度で多元的な発展の支援に直接役立てなければならない。
- 第二十二条 合作区はインフラ建設を強化し、島内総合交通システムを完備し、対外連絡ルートを円滑にし、「二線」ルート及び周辺インフラ建設を強化し、琴澳一体化立体交通体系の建設を強化し、合理的な配置・機能完備・スムーズな接続・効率的な運営のインフラネットワークの形成を推進しなければならない。
- **第二十三条** 合作区は、デジタル政府基礎基盤により都市ビッグデータセンター及びスマート都市運行管理センターを建設し、高効率で便利な都市運行管理サービスプラットフォームを構築し、部門を跨ぐ情報共有及び業務協調をサポートし、公共資源のスマート化配置を実現しなければならない。

合作区は都市管理、政務サービス、コミュニティ管理、民生サービスなどの分野をカバーするスマート化応用システムを構築し、琴澳スマートシティの協力を強化する。

第二十四条 合作区は、健全な地下空間の開発利用の統合計画・協調仕組みを構築し、安全・高効率・適正の原則に基づき、地下空間の分層開発・利用を強化しなければならない。地下空間においては、交通、市政工事、防空・防災、環境保護などの都市インフラや公共サービス施設を優先的に建設する。

都市地下空間の縦方向開発、階層化エンパワーメントなどの土地管理の改革・革 新を模索し、建設用地の地上・地表・地下にそれぞれ使用権を設定する。

第二十五条 合作区は生態環境評価とモニタリング監督管理制度を健全化し、生態保護のレッドライン、環境品質の最低ライン、資源利用のオンラインを厳守し、生態環境参入許可リストを制定し、生態環境の区分管理・コントロールの要求を実行し、植樹造林、湿地の保育、岸・灘の改造、海洋生態環境の保護などを強化しなければならない。

合作区はマカオ湾の生態保護と利用を十分に結びつけ、都市機能と結びつけて海 岸線の類型を区分し、湿地生態、都市イメージ、生活・レジャーを一体化した湾岸景観 を形成しなければならない。

第二十六条 合作区は国内と国際の先進的な経験を参考にし、都市の建設と運営管理レベルを向上させ、下水管網、固形廃棄物処理、情報基盤、公共文化などの公共施設の建設を統一的に計画・推進しなければならない。

合作区が横琴・マカオー体化の発展に立脚し、超高層建築物の管理モデルを創新し、国が規定する範囲内で科学的かつ合理的に建築の高さの制限基準を設定することを支持する。

第二十七条 合作区執行委員会は広東省の派出機関と共同で合作区安全生産委員会を設立し、安全生産監督管理業務を強化し、安全生産責任制度を完備し、安全生産監督管理の職責を履行し、大規模及びその以下の生産安全事故の調査を組織的に展開し、安全生産監督管理における重大な問題を速やかに協調して解決し、重大な安全リスクを根源から防止・解消しなければならない。

広東省は合作区の安全生産業務に対して単独審査を実施する。

## 第四章 産業発展の促進

第二十八条 合作区は産業発展計画を編成し、マカオ経済の適度で多元的な新技術・新産業・新業態・新モデルを発展促進し、科学技術の研究開発及びハイエンド製造・中医薬(漢方医薬)・文化観光・展示会・商業貿易・現代金融等の産業を重点的に発展させなければならない。

合作区はマカオの公共サービス機関と協力して誘致活動を展開することができる。

合作区と珠海市は共同誘致・収益共有の仕組みを構築・健全化し、産業の協同発展を推進する。

第二十九条 合作区の建設・発展に緊急に必要な科学技術インフラを支持し、国内外のトップレベルの科学研究機関を導入し、重大革新プラットフォームを設立し、技術革新・転化センターを構築し、国家級重大科学研究プラットフォームを創設し、粤港澳大湾区国際科学技術革新センターの重要な支点を構築する。

第三十条 合作区が集積回路、電子部品、新材料、新エネルギー、ビッグデータ、 人工知能、モノのインターネット(IOT)、バイオ医薬産業を発展させることを支持する。

合作区が特色あるマイクロエレクトロニクス産業チェーンを構築し、集積回路の先進 テスト技術とサービスプラットフォームを構築し、チップの研究開発と製造プロジェクトを配置 し、世界の電子部品集散センターを建設することを支持する。

合作区のデジタル経済の発展を加速させ、デジタルインフラを整備し、AI 協同革新環境を構築し、スマート医療、スマート運転などの分野の応用を展開し、ビッグデータ、人工知能、IOT(モノのインターネット)などによる実体経済と都市の発展を推進することで、次世代インターネット産業クラスターを構築することを支持する。

第三十一条 合作区における中医薬生産基地及び革新高地の建設を支持し、中医薬サービス貿易を発展させ、独自の知的財産権及び中国の特色を有する医薬革新研究開発及び転化プラットフォームを構築する。

合作区で生産されたマカオの審査・登録を経た中医薬製品、食品および健康食品 には、「マカオ監造」「マカオ監制」「マカオデザイン」のマークを使用することができる。

第三十二条 合作区がレジャー養生、リハビリテーション医療、健康管理、ハイエンド医療サービス等のビッグヘルシー産業を発展させることを支持する。

先端医療技術の研究開発と応用を支持し、合作区内の条件を備えた医療機関が 国の関連部門へのの届出を経た後、幹細胞・体細胞臨床プロジェクトの研究を展開する ことを推進する。提携区内の医療機関がすでに法に基づき幹細胞、体細胞などの臨床 研究に従事している内地又は香港・マカオの医療機関と交流・協力を強化し、臨床研究 の水準及び能力を向上させることを支持する。

**第三十三条** 合作区がレジャー・リゾート、会議・展示会、舞台芸能、スポーツイベント・観光、ヨット観光などの文化旅行産業を発展させ、横琴国際レジャー観光島を高いレベルで建設することを支持する。

合作区が国際観光ブランドの普及を展開し、「1回の旅で多観光地を観覧できる」観光プレミアム路線を造り上げ、観光・文化の国境を越えた融合を推進し、映画・テレビ・オリジナルアート・アニメ・漫画・e スポーツなどの文化クリエイティブ産業を発展させることを支持する。

合作区で国際高品質消費博覧会および世界ベイエリアフォーラムを開催することを 支持する。

第三十四条 合作区が高品質輸入消費財取引センター、中国・ポルトガル語圏 国際貿易センター及びデジタル貿易国際ハブ港を建設することを支持する。

第三十五条 合作区における銀行・証券・保険・プライベートエクイティ投資等の金融業態の発展を支持し、合作区における財産管理・債券市場・ファイナンスリース等の現代金融業の革新・発展をサポートする。

合作区が香港・マカオ・国際と整合する金融ビジネス環境を構築することを奨励し、 合作区のハイレベル開放に適応する金融監督管理協調メカニズムの構築を模索する。

第三十六条 合作区は政策措置を制定し、ハイエンド人材及び不足している人材を集めて合作区の建設に参加させ、導入したハイレベル人材及び規模の大きい人材を受け入れる側に対して相応の助成及び奨励を与える

合作区が人材発展体制・仕組み総合改革試行を展開し、マカオ人材計画との連携を強化し、国際ルールに合致した人材募集・評価・奨励・科学研究管理等の制度を構築することを支持する。

合作区がより開放的な人材の逗留在留管理措置を実行し、より緩和的な人員臨時出入国政策、利便性の高い就労ビザ政策を実行することを支持する。

第三十七条 合作区内で国が規定する条件を満足する産業・企業に対しては、1 5%の税率を減額して企業所得税を徴収する。企業の条件に合致する資本性支出については、国の規定に基づき、支出が発生した当期に1度だけの税引き前控除或いは減価償却及び償却加速を許可する。

合作区に設立された観光業・現代サービス業・ハイテク産業企業が新たに国外直接投資を行って取得した所得に対しては、国の規定に基づき企業所得税の徴収を免除する。

合作区で働く国内外のハイエンド人材及び不足している人材については、その個人 所得税が 15%を超過する部分を負担する場合、国の規定に基づき徴収を免除する。

合作区で働くマカオ住民に対して、その個人所得税がマカオの税負担を超える部分を負担する場合、国の規定に基づき徴収を免除する。

## 第五章 マカオ住民の生活・就業の利便化

第三十八条 合作区がマカオの教育・医療・社会サービス・交通等の民生公共サービス及び社会保障体系と深く連結させることを推進し、マカオ住民の合作区における学習・就業・起業・生活に利便性を提供する。

第三十九条 合作区が合作区で就業・在住するマカオ住民の子供達の就学政策を完備化することを支持し、マカオと連結する教育サービスメカニズムを構築し、マカオの学校との交流と連携を推進し、合作区内でマカオ住民向けの特別学校・クラスを開設することを奨励する。

合作区は就学前教育を普及させ、包括的な就学前教育の発展に力を入れ、良質な国立学位の建設を強化し、私立幼稚園を社会の力で設立することを支援する。

合作区で就業・在住するマカオ住民の子供の入学・入園は、横琴戸籍生と同等の 権利を有する。

第四十条 合作区が横琴・マカオ青年起業バレー、中国-ポルトガル青年起業基地などの媒体を構築し、マカオの青年により多くの創新(イノベーション創出)創業環境を整備していく。

広東省人民政府及びその関係部門は、マカオの青年が合作区で創新創業・就業し易いために政治的な支援を提供し、合作区で創新創業・就業するマカオの青年が、広東省とマカオの両地区の支援政策を同時に享受することを推進していく。

第四十一条 国の規定に基づき、マカオなど国外での業務執行資格を有する金融・建築・企画・設計などの分野の専門人材が、業界管理の要求条件に合致し、届出を経て合作区でサービスを提供する場合、その国外での業務経歴は国内での業務経歴と見なすことができる。

条件に合致する香港・マカオ及び外国籍の医療従事者の合作区での業務の利便性向上を模索する。条件に合致する外国籍家事サービススタッフが届出を経て、合作区内においてマカオ住民及び国外のハイエンド人材・不足している人材にサービスを提供できるよう推進する。

**第四十二条** 合作区においてマカオ式の医療、教育、ラジオ・テレビ、映画及びコミュニティサービス等の提供を模索し、マカオと繋がれる居住環境を構築することを支持する。

合作区で「マカオの新町」などの民生プロジェクトを建設し、マカオ住民の良質な生活空間を作り上げる。

第四十三条 マカオの医療衛生サービス提供主体が合作区内に独資、合弁又は 提携方式により医療機構を設置することを奨励する。

前項の医療機構は認可を経た後、当医療機構内で臨床上緊急に必要な、すでに マカオで発売されている薬品及び特殊医学用途の調合食品を使用することができ、及び 臨床上緊急に必要な、マカオ公立病院がすでに購入・使用している、臨床応用の先進 性(大型医療設備を除く)を有する医療機器を使用することができる。

第四十四条 合作区がマカオの養老福祉サービス基準及び規範とマッチングし、多元化した高齢者ケアサービスを提供し、医療と介護を結合した養老福祉サービス施設を建設することを支持する。

第四十五条 合作区は隣接地域と応急対応の面で連携を取り、情報通報制度及び応急管理連動体制を構築・完備し、突発事件の地域共同予防・抑制関連業務を共同で行わなければならない。

広東省とマカオが合作区で地域医療連合体と地域性医療センターを共同建設し、 共同で公衆衛生上の突発事件に対応するよう推進する。

**第四十六条** 合作区がマカオとの社会サービス協力体制を構築することを支持し、両地域のコミュニティガバナンスとサービスの融合発展を促進する。

条件に合致するマカオの社会サービス団体が法に基づき、合作区内で相応の社会サービスを提供することを支持する。

中国籍マカオ住民は、国の規定に基づき合作区の社会組織のメンバー又は責任者を務めることができる。

## 第六章 横琴・マカオー体化発展の推進

第四十七条 合作区がマカオと一体化したハイレベル開放の新体系を構築することを支持し、効率的かつ便利な要素流動を促進し、市場化・法治化・国際化のビジネス環境を構築する。

第四十八条 国の関連規定に基づき、条件に合致する貨物及び物品は、マカオから「一線」を経て免(保)税で合作区に入ることができる。

合作区とマカオ間の「一線」を経て出入りする貨物(通過合作区貨物を除く)に対して、国の規定に基づき届け出管理を実施し、申告手順と要素を簡素化する。

第四十九条 合作区と内地(中国本土)との間の貨物、物品、運輸手段などは「二線」通路を経由して出入りしなければならない。

合作区から「二線」ルートを経て内地に入る免税(保税)貨物は、輸入貨物の関連 規定に基づき税関手続きを行い、法に基づき関税と輸入関節税を徴収する。

合作区内の企業が生産した輸入原料を含まない物は、或いは輸入原料を使って合作区で加工した付加価値が30%か30%以上達する貨物については、「二線」ルートを経由して内地(中国本土)に入る場合、国の規定に基づき輸入関税を免除する。

内地(中国本土)から「二線」ルートを経て合作区に入る関連貨物は輸出と見なし、 現行の税収政策の規定に基づき増値税及び消費税還付を実行し、輸出関税課税に 関わる商品に対して輸出関税を徴収し、必要に応じて税関手続きを行う。

第五十条 合作区における動植物及びその製品の検査検疫改革・革新試行の展開を推進し、より便利で最適化された検査検疫モードの構築を模索する。

第五十一条 合作区は「一線」において規定に基づき共同検査・一次通関モデルを 実行し、法に基づき衛生検疫を実施する。「二線」は人員の出入りに制限を設けない。

横琴・マカオロ岸(出入境検査場)のより広い範囲、より深いレベルの情報交換、法規執行の相互援助、監督管理の相互承認の実施を推進し、通関の利便化レベルを全面的に引き上げる。

条件に合致するマカオ自動車が無担保で合作区に入ることを支持する。マカオ自動車運転免許証を取得したマカオ住民が、合作区で準運転型に合致する自動車を運転できるようにすることの自由化を推進する。

第五十二条 合作区はより開放的な人員出入国政策を実施し、国内外の人員が合作区に出入り易い様に条件を作り上げる。外国人が合作区に入るための口岸ビザを取得し易い様に、横琴口岸にビザ機関を設立する。

合作区の警察機構所属の出入国管理機構は、外国人ビザ及び逗留在留証明書を受理・審査許可・発行かつ作成することができる。合作区における企業、高等学校、

科学研究機構で働く条件に合致する内地(中国本土)人員に対して、ビジネス及び人材登録届出制を実行する。

第五十三条 合作区が利便性の高い市場参入制度を構築することを支持し、国の規定に基づき合作区の市場参入緩和特別措置を実施し、各種投資家が合作区で投資貿易を行うための資質要求・出資比率・業界参入等の制限を緩和する。合作区は政務サービスフローを簡素化し、審査認可リソースをさらに統合し、審査認可効率を高め、審査認可コストを削減する。

合作区が国際貿易の単一窓口機能を拡張し、貨物通関の効率を高め、クロスボーダー(越境)貿易の利便化を促進することを支持する。

合作区は、マカオ商事登記とのクロスボーダー一元化審査(越境通弁)を推進し、マカオ商事登記との情報共有・相互連絡体制の構築を推進する。

第五十四条 合作区がその発展に相応する口座管理体系を構築することを支持し、 合作区とマカオの資金の自由で利便性の高い流動を推進し、ハイレベル貿易投資の自由化・利便化のニーズに適応するクロスボーダー投融資管理制度を構築する。

合作区・マカオの保険機関が協力してクロスボーダー保険商品を開発し、クロスボーダー保険サービスを提供することを奨励する。

**第五十五条** 合作区が国家データのクロスボーダー伝送安全管理制度の枠組みの下で、データクロスボーダー伝送安全管理試行を展開し、固定ネットワークが国際インターネットに接続するグリーンルートを構築することを支持する。

合作区、マカオの関連高等学校、科学研究機関が個人情報と重要データの安全を確保する前提の下、科学研究データの合法的な越境相互接続を実現することを支持する。

#### 第七章 法治保障

第五十六条 合作区の規則・規制・管理・基準等の制度型開放拡大の加速化を 支持し、民商事規則がマカオと連係させる、国際と連係させる制度体系を段階的に構築 する。

第五十七条 合作区執行委員会、広東省出先機関は改革発展の必要に基づき、 合作区管理委員会の同意を経て、広東省人民代表大会及びその常務委員会に法規 を制定するよう提案することができ、或いは珠海市人民代表大会及びその常務委員会に 経済特区法規を制定し、合作区内で実施するよう提案することができる。

第五十八条 合作区執行委員会、広東省出先機関は改革発展の必要に基づき、

広東省人民代表大会常務委員会、広東省人民政府に対し、合作区において広東省の地方性法規、広東省政府規則の規定の適用を一時的に調整または一時的に停止するよう提案することができる。

珠海市の地方性法規、珠海市政府規則における関連規定が合作区の発展に適応しない場合、合作区執行委員会、広東省出先機関は、当該規定の合作区での適用を調整又は停止する提案を提出することができる。珠海市人民代表大会常務委員会、珠海市人民政府はこれを支持し、かつ手続きに基づき処理しなければならない。

第五十九条 合作区は総合法執行制度を確立し、広東省人民政府の同意を経て、合作区執行委員会は職権の範囲内で、1つの業務機関が相対的に集中的に行政処罰権を行使することを明確にし、社会に公布することができる。

合作区実行委員会は、合作区の改革・革新の実践ニーズに合わせて、行政裁量権の基準を制定し、行政裁量権の行使を規範化することができる。

合作区の行政法執行人員は中華人民共和国行政法執行証を持参して行政法 執行業務を行わなければならない。行政法執行証の発給、管理は国及び広東省の関 連規定に基づき執行し、具体的な業務は合作区執行委員会が組織して実施する。

第六十条 関係単位と個人は、合作区執行委員会の業務機構、広東省人民政府出先機構の業務機構が行った行政行為に不服がある場合、合作区執行委員会、広東省人民政府出先機構にそれぞれ行政不服審査を請求することができる。

関係単位及び個人は、合作区執行委員会及びその活動機構、広東省人民政府の出先機関及びその活動機構が行った行政行為に不服がある場合、法により人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第六十一条 広東省とマカオの司法交流・協力を強化し、合作区における国際商事裁判、仲裁、調停等の多元化商事紛争解決メカニズムの構築・整備を推進する。

合作区の仲裁機構が国際商事仲裁機構の先進的な管理体制及び管理モードを参考にし、国際通行商事仲裁メカニズムを構築し、横琴・マカオ仲裁協カプラットフォームを構築することを奨励する。

合作区において法により国際商事調停を展開することを奨励する。当事者が合意した、給付内容を有する商事調停協議は、公証を経て法により強制執行の効力を付与し、又は人民法院(裁判所)の司法確認を経て、人民法院(裁判所)に強制執行を申請することができる。

第六十二条 広東省、澳門両地の弁護士、公証、法律援助等の法律サービス業務の融合発展を推進する。横琴・マカオ国際法務集積区の建設を加速し、渉外法律サービスを最適化する。合作区における弁護士協会の設立を支援し、弁護士業界の管理を強化する。

弁護士執業証書(粤港澳大湾区)を取得した人員は、国の規定に基づき合作区内において内地(中国本土)の法律を適用する一部の民商事法律事務(訴訟業務と非訴訟業務を含む)を取り扱う。

マカオ公証機構が発行する又は中国委託の公証人(マカオ)が発行する民商事分野の公証文書は、国の規定に基づき合作区内で使用することができる。

マカオ住民が合作区で法律援助を申請する場合、法律援助機構はマカオの関連司法援助の条件、範囲などの規定に基づき申請者の経済状況などを審査することができる。

第六十三条 合作区において法により域外法調査サービス機構を設立し、マカオ・ポルトガル語系国家(地域)を含む域外法調査サービスを提供することを支持する。

第六十四条 合作区執行委員会は、市場主体の生産・経営活動に対する監督管理を強化し、市場主体の信用監督管理制度を完備し、市場主体の信用情報公示・信用評価制度を構築しなければならない。

第六十五条 合作区は安全リスクの早期警戒及び予防・抑制体系を構築し、重大リスクを防止・解消する。

合作区は、反マネーロンダリング・反テロ融資・反脱税・反違法資金調達監督管理 を強化し、禁止・制限管理・高リスク商品などに対して法に基づき口岸(出入境検査場) の共同検査と市場参入監督管理を実施する。広東省の関連部門は、合作区の財政・ 税金・金融政策の執行に対する監督検査を強化しなければならない。

広東省の出先機関は中央駐広東関連機関、合作区執行委員会と共同で分業・協力し、各自が責任を果たす反密輸総合管理業務メカニズムを構築し、税関、国境検査、警察などの部門は査察、検査、調査、密輸取締などの監督管理手段を総合的に運用し、法に基づき密輸などの違法犯罪活動を取り締まる。

#### 第八章 附則

第六十六条 本条例は 2023 年 3 月 1 日より施行する。